

二条天皇と後白河上皇の応保元年

曾我良成

はつめい

サテコノ平治元年ヨリ応保二年まで三四年ガ程ハ、院・内、申シ合ツ、同ジ御心ニテイミジクアリケル程ニ、(中略)サテ主上二條院世ノ事ヲバ一向ニ行ハセマイラセテ、押小路東洞院ニ皇居ツクリオハシマシテ、清盛ガ一家ノ者サナガラソノ辺ニトノキ所ドモツクリテ、朝夕ニ候ハセケリ、イカニモイカニモ清盛モタレモ下ノ心ニハ、コノ後白河院ノ御世ニテ世ヲシロシメスコトヲバ、イカガトノミオモヘリケルニ、清盛ハヨクヨクツツシミテイミジクハカラヒテ、アナタコナタシケルニコソ、

〔『愚管抄』巻第五〕

これは平清盛が後白河上皇と二条天皇の間を「アナタコナタ」したという、『愚管抄』の有名な一節である。一般的には、平清盛が上皇と天皇の間をどちらかに偏ることなく、等間隔外交でうまく立ち回り、その後の勢力拡大へ繋げて行った時期を表現するものと理解され

ている。

「院・内、申シ合ツ、同ジ御心ニテイミジクアリケル」といった状態が、応保二年頃を境目として、「二條院世ノ事ヲバ一向ニ行ハセマイラセ」といった状況に変化したと『愚管抄』は述べている。後白河上皇と二条天皇の關係、さらにはその両者に平清盛がどのように関わっていたのか、この問題を考えるためには、応保年間が重要な時期となってくるのである。

さて、この応保年間の院や天皇をめぐる政治状況について『源平盛衰記』(巻二)は次のように描いている。物語である『源平盛衰記』を一次史料と同様に扱うわけではないが、ここではひとまず、その言葉に一時耳を傾けてみることにする。

応保元年九月十五日ニハ、左馬権頭平頼盛、右少弁時忠被_レ解官_ニケリ。是ハ高倉の院ノ宮ニテ御座ケルヲ、太子ニ立テ奉ラント謀_リケル故也。又上皇政務ヲ不_レ可_ニ聞_シ召_ス之由、清盛の卿申_上行ヒケリ。君ノ威忽ニ廢レ、臣ノ驕_リ速_カニイチジルシ。同日ノ除目ニ以_レ信範被_レ任_ニ右少弁、以_レ時忠被_レ補_ニ五位の藏

人之由、院ヨリ執リ申サセ給ケルニ、彼の兩人ヲバ被_レ解官_ニテ、以_レ長方_ニ被_レ任_ニ右少弁_ニ、以_レ重方_ニ被_レ補_ニ五位ノ藏人_ニケリ。「天子ニハ無_レ父母_ニ、上皇ノ仰_セナレバトテ、政務ニ私ヲ不_レ可_レ存_ズ」ト仰_セケルトゾ聞_シエシ。誠ニ求_ニ其_ノ人_ニ、被_レ置_ニ其_ノ官_トモ、上皇_ノ御素意_ニハ忽_ニ相違_{セリ}。延喜ノ聖主ノ「天子ニ無_レ父母_トトテ、寛平法皇ノ仰_セヲ背_カセ給_ヒケルヲバ、御誤_リトコソ申_シ伝_ハタルニ、思_シ召_シ出_ダサセ給_ハザリケルニヤ、諫諍ノ臣モ詔_{ケル}ニヤ、政道ニハ叶_ヒ給_ヘレ共、孝道ニハ大_ニ背_ケリトゾ。

ひとまず、『源平盛衰記』に従うとすれば、応保元年九月十五日の除目に関して、以下の三つの点を指摘できる。

① 出生間もない皇子(のちの高倉)を皇太子に就けようとしたため、左馬頭平教盛『盛衰記』の「頼盛」は誤り」と右少弁平時忠が、解官された。

② このとき、後白河上皇は政務に関するべきではないと、平清盛が「申し行」った。

③ このときの除目で、平信範を右少弁に、平時忠を五位藏人に補任するようという後白河上皇からの要望とは異なり、右少弁には藤原長方、五位藏人には藤原重方が補任された。

この九月十五日除目については、『山槐記』応保元(一一六一)年九月十五日条に記事がある。

有除目云々、権中納言・(藤カ)俊通宰相中将芳、超越公保、光忠、頭長、参議同親隆坊官芳、少納言同資隆、右少弁藤原長方五位藏人

芳、大膳権大夫安部広賢、左京大夫藤原元権大夫、権大夫平信範(元藏人少納言)、摂津守高階泰経元出羽、常陸介藤原季元近江、近江守同実清兼、出羽守同為信大夫尉芳、佐渡守小槻隆職永業辞撰津申任、左中将藤原兼雅第七少将、超越通家、基家、実守、通能、実宗、修範、但已上六人皆任日下臈也、少将同泰通元侍従、左衛門佐同雅隆、右衛門督平清盛如元也、権佐藤光方、尉源為経、左馬権頭平経盛

宣旨

別当 清盛如元、

使藤光方

藏人、

藤原重方皇后宮権大夫也、地下人也、

解官、

左馬権頭兼常陸介平教盛、

右少弁兼右衛門佐平時忠、

『山槐記』によれば、平教盛と平時忠が解官されたこと、右少弁に藤原長方、藏人(五位)に藤原重方がそれぞれ補任されたことが、事実として確認できるだけで、その背後に『源平盛衰記』が描くような事情があったかどうかは明らかではない。もちろん、平清盛が後白河の政務へ関るべきではないと「申し行」ったかどうかの記述もない。

①の平教盛と時忠の解官については、『帝王編年記』応保元(一一六一)年九月十五日条に「院中人々有事解官左馬権頭教盛朝臣、右少弁時忠等也」とあり、さらに、『百鍊抄』応保元(一一六一)年九月十五日条には「右少弁時忠已下解官、是彼妹小弁殿上西門院女房

誕生上皇皇子之旨、世上噉々之説云々」とある。この記述が事実を述べたものであるならば、時忠の妹が産んだ皇子を皇太子に立てようとする「院中人々」の動きがあり、この結果「解巨」の措置が執られたということになるが、どちらも後の時代の編纂物であり、『百鍊抄』に「世上噉々之説」と書かれていることも忘れてはならない。

本稿では③の除目に関しての、二条天皇と後白河上皇との関係について検討することにした。なお、②の平清盛と二条天皇・後白河上皇との関係については、稿をあらためて扱うことにしたい。

一 九月十五日除目

応保元年頃の除目について、天皇がどのように決定していたか、史料に即して見てみよう。『山槐記』応保元(一一六一)年四月一日条を以下に引用する。『山槐記』の記主である藤原忠親が各方面と連絡にあたっている記事である。なお、(院)は後白河上皇、(内)は二条天皇、(大)は大殿忠通の意向・動き、を示すため筆者が付したものである。

- (院) 次申院司、有御合点、又被加仰事多之、又賜御報書、可持參大殿、後見成親朝臣中将事、経房時忠正五位下事也、
 (大) 次參大殿進御書、申折紙子細付長定、仰云、如被仰下任何事之有乎、次於直廬如御合点更書折紙、
 (院) 持參院、仰云、此定早可仰下、
 (内) 次參内奏聞、仰云、早可仰下、頗多々之由内々有天氣(中略)
 次上卿召内記、以詞被仰叙位、

正五位下

藤経房(祖父爲隆卿去天承二年春日行幸行事實)、
 平時忠(前待賢門院去大治五年御給)、

後白河上皇は二条天皇から送られた人事案に「合点」を加えるとともに、その人事案にはなかった事項、すなわち、「成親朝臣中将事、経房時忠正五位下事」の二点についての意向を大殿藤原忠通に送った。忠通は、院の合点と意向に基づき折紙を作成し、院へ返送した。院は、これを確認した上で「此定早可仰下」と天皇へ連絡した。二条天皇は、忠親に対し内々に「頗多々之由」を洩らした。恐らくこれは、後白河からの要望が天皇の予想よりも多かったことに対しての正直な感想であったのだろう。

この後の実際の除目の記事も同日条から引用しておく(傍線筆者)。

次除目被始行、

- 神祇權少副大中臣爲定(父祭主爲仲举申自院令申給)、
 左少史大江広康(文章生、自院令申給)、
 右少史菅野頼仲(出納一臈申廷尉)、
 内舍人藤佐長、同盛元、同忠明(已上還任、清盛卿教盛朝臣申頭弁示之)、同範康、中原安遠、源憲親(已上臨時内給)、
 内匠少允中原宗親(臨時内給、藏人少納言奏聞付予)、
 皇后宮大権進高階信章、少進平範保(已上本宮請、右付内々被申院云々)、
 大学少允中原兼遠(功、自院令申給)、少属高橋国盛(寮奏)、

主計属惟宗範行（寮奏、信範申定付予）、
 大蔵少丞中原親基（上西門院去年御給）、
 主殿頭高階為清（白大_レ殿令申給）、
 采女佑中原師季（父師元辞但馬権守申任、自院令申給）、
 弾正少弼源保信（自院令申給）、
 右京少進平家兼（女御殿去年給）、
 左近将曹大石光賢（府奏）、
 右近中将藤成親（還任、自院令申給）、
 左衛門少志中原国景（府奏、自院令申給）、
 左兵衛少尉平信季（藏人）、少志藤時兼（府奏）、
 左馬助藤義憲（元右）、
 右馬助藤資能（自_レ白_レ殿令申給）、
 斎院長官高階為清、次官藤親美、菅原忠詮、判官藤光定、豊
 原親国、主典賀茂義継、大江義廉、
 勘解由判官三善仲康（齋院御車功）、
 山城介大江広美（史）、
 下野守大江信遠（前司、無故障任如何、自院令申給）、
 但馬権守藤忠時（大学廟器功）、
 能登介源宗綱（八幡行幸菴屋功）、
 筑後権守橘為実（斎院宮主）、
 （中略）
 今夜書手左兵衛督公保卿也、書聞書、一通献院了、以一通可進大
 殿、一通可進関白殿、一通可遣大理之許之由示藏人退出了、

以上あげた四〇人ほど人事のうち、神祇権少副大中臣為定をはじめとする九人が「自_レ院」すなわち院からの働きかけがあった人物である。先の史料の「合点」によって示されたものであろうか。このほか、「自_レ大殿」すなわち前関白藤原忠通から、「自_レ関白殿」すなわち現関白藤原基実からの申し入れである。また、「清盛卿教盛朝臣申_レ頭弁_レ示_レ之」とあるように、平清盛・教盛から頭弁を介して天皇に申し入れが、それぞれ一件ずつあった。院からの九件は「頗多々」と二条天皇が洩らしたように、これら一件ずつの依頼に比べれば、たしかに多い。

また、「書聞書、一通可_レ遣_レ大理之許之由示_レ藏人」とあるように、人進_レ関白殿、一通可_レ遣_レ大理之許之由示_レ藏人」とあるように、人事への依頼を行ってきた院・大殿・関白・大理（＝檢非違使別当平清盛）それぞれに除目聞書が届けられ、それぞれの結果が報告されている。

ここで注目すべきは、この時点では権中納言に過ぎない平清盛が、大殿・関白と同等に除目に申し入れを行っている点である。もちろん、除目聞書の届け方の表記が、院に対しては「献」、大殿・関白に対しては「進」、清盛に対しては「遣」と、使いわけているが、しかし、撰関家と同等に人事に介入できている点は重要である。

人事権を廻る天皇と上皇の関係については、『玉葉』治承元年（一二七七）年十一月十五日条が参考になろう。

此日、京官除目也一夜儀、皇居関院、今度除書、一向可為内御沙

汰、院不可知食之由被申云々、仍万事、不可有沙汰、只自院被献注文事、可有沙汰云々、

このときの天皇は高倉天皇であるが、「一向、内の御沙汰たるべし」ということで、院は関与しないということであった。これはまったく上皇の意向が反映されないということではなく、上皇からの注文を記した「注文」を天皇の許へ届けるという形で反映されたのであった。

応保元年四月頃には、後白河院からの意向を受け容れて人事を行っていた二条天皇であったが、九月になると変化が見られるようになる。

『山槐記』 応保元(一一六一)年九月十九日条に、

藏人治部大輔行隆奉仰、祭主可為神祇大副大中臣朝臣師親之由、仰内府云々、被改為仲也、件人芳浅不当仁、而去春雖依院宣被補令改定云々、

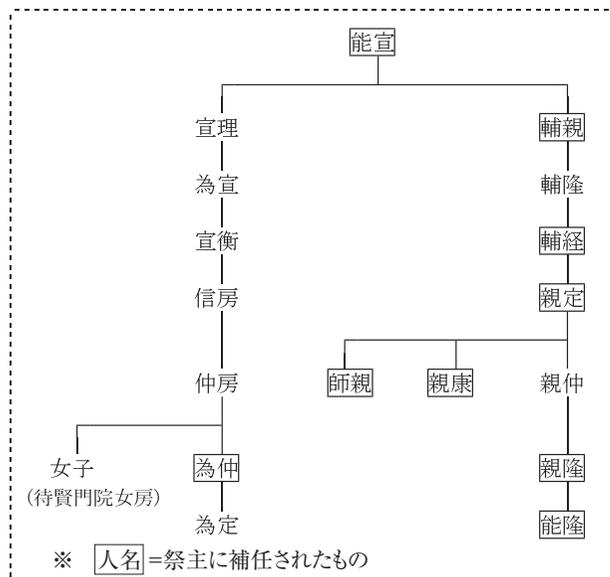
とあり、さらに廿日条に、

祭主神祇権少副大中臣為仲依浅芳無功、以大副大中臣師親朝臣被改補之由(去春依院宣件為仰所補也、今改定云々)、

とある。このとき、祭主大中臣為仲が更迭され、かわりに神祇大副大中臣師親が補任された。為仲は「芳浅」い人物、すなわち本来は祭主たるべき功績の持ち主ではなかったが、院宣により無理に補任され

た人物であった。ちなみに、系図で為仲と師親の家系を調べてもその差は歴然である。為仲は大中臣能宣の子宣理の系統であるが、その後、為仲に至るまで祭主になった人物はいない。一方、師親は大中臣能宣の子輔親の系統であるが、ほぼ代々祭主に補任されている系統である。系譜的にも、大中臣為仲の祭主補任はあり得ないものであったが、院宣によってかなり無理をして補任されたのである。

当時の貴族社会の慣習を無視して院宣によって補任された大中臣為仲は、「神祇権少副大中臣為定(父祭主為仲挙申自院令申給)」(前掲『山槐記』 応保元年四月一日条)とあったように、さらに息子の為仲



系図 大中臣氏系図

『群書類従』系譜部「中臣氏系図・『続群書類従』系図部「大中臣氏系図」による

を神祇権少副に推挙し、院からの要望として除目に於いて補任が実現している。このように、応保元年四月段階までは、二条天皇は貴族社会の慣習・通例から外れた後白河上皇からの無理な人事要求を受け容れていただけである。

しかし、逆に言えば、四月段階までは後白河上皇からの無理な人事要求に応じていた二条天皇が、祭主を交替させた九月の段階では、院の意向を排除する意志を示しているということになる。応保元年九月十五日の除目は、四月一日の除目とは違い二条天皇の独自の意志が色濃く表れている筈の除目である。そのような眼で九月十五日の除目を見ると、後白河上皇からの右少弁に平信範・五位藏人に平時忠^①を任じたいという意志を拒否した上での左馬権頭平教盛・右少弁平時忠の解官、藏人藤原重方^②・右少弁藤原長方^③の補任には、二条天皇の意志を汲み取ることができるのである。解官の理由が、後の高倉にあったかどうかを示す確証はないが、それに匹敵する理由がなければこれ程の解官は行われないはずである。

冒頭に示した『愚管抄』には「平治元年ヨリ応保二年まで三四年が程ハ、院・内、申シ合ツ、同ジ御心ニテイミジクアリケル」とあったが、現実には、応保元年九月段階では「同ジ御心」という状態ではなくなっていたのである。

二 「疎遠」な藏人

応保元年後半、二条天皇が後白河上皇と距離を置き始めたことを人事面から示す出来事がもう一つある。それが、冒頭に示した『源平盛

衰記』の応保元年九月十五日除目に関する記述の三項目の内の

③平信範を右少弁に、平時忠を五位藏人に補任するようにという後白河上皇からの要望とは異なり、右少弁には藤原長方、五位藏人には藤原重方が補任された。

である。ただし、あくまでこれは物語の記述であり、史実かどうかの確認が必要になってくる。

後白河が、平信範を右少弁に、平時忠を五位藏人に補任するように指示したことを明確に示す史料はない。ただし、次にあげる『山槐記』
 応保元（一一六一）年十一月十八日条史料が、そのことを考える材料となる。

令淡路守宗盛被仰云、職事皆直參御前可奏申者、仍所咫尺龍顔也、
 凡職事者可近習也、而近全不然、今被復旧儀歟、日来參御前職事
 頭弁雅頼朝臣、藏人治部大輔行隆等也、予、藏人右少弁長方、宮
 内大輔重方等、疎遠之人也、

この史料に関しては、古く龍肅氏が次のように理解されている。

天皇側近の職事中にもおのずから院・内の両者に分裂していて、
 院側と目された者はおのずから敬遠されて、定められた職務にも
 執掌する自由が与えられていなかったらしい。^④

つまり、龍氏は、史料に「疎遠」と表現された藏人頭である予（＝藤原忠親）、藏人長方、藏人重方を「敬遠されて」おり、その原因を「院

側と目された者」であると理解されている。このように理解するならば、必然的に「日来、御前に参る」藏人头雅頼と藏人行隆は、「内」二条天皇側近と理解していることになる。つまり、龍氏の理解は、二条天皇は院側と目される忠親ら三人を遠ざけ、自らの側の雅頼・行隆を日頃、側近として側に置くようにした、ということである。そして、このような理解は、疑われることもなくこの後長く受け継がれてきており、文学の世界においても、

長方は藏人でありながら二条天皇から疎まれていたことが知られるが、これも院に反発する天皇の感情が院に近い長方にまで波及したゆえではあるまいか。⁵⁾

など、「院に近い」藤原長方が二条天皇から「疎まれていた」という理解となり受け継がれて現在に至っている。

はたして以上のような理解は正しいのであろうか？ たとえば、従来の理解では、二条天皇側であるはずの藤原行隆は永暦二年（＝応保元年）二月段階で「後白河院庁判官代」⁶⁾であり、第一表で示したように、院に於いて後白河上皇への取り次ぎの役割を果たしていた人物である。色分けをするのであれば、むしろ「院に近い」人物である。

逆に、従来の理解では後白河上皇側の人物であるはずの藤原長方は「公人」であり時勢におもねらず直言を吐く人物であると九条兼実から評価されており、説話集などにおいても同様の評価を受けており、⁷⁾職務上、院のために任務を果たすことはあったとしても、「院に近い」人物として二条天皇から疎まれるような要因は見られない。菊池紳一

第1表 後白河院への申次院司

年	月/日	人物	
永暦元	11/23	時忠	
	11/29	時忠	
	12/02	行隆	
	12/03	行隆	
	12/06	行隆	
	12/07	時忠	
	12/11	行隆	
	12/15	行隆	
	12/20	行隆	
	12/23	行隆	
12/29	行隆		
応保元	04/09	盛隆	院宣示送
	04/12	時忠	
	07/20	盛隆	
	08/06	光能	
	08/09	清雅	
	08/12	時忠	
	08/17	時忠	院宣示送

(出典『山槐記』)

氏が「三事を兼帯した実務官僚であり、院に近侍していても一心同体的近臣とは違」うと指摘されているとおりである。⁹⁾

以上のように、龍氏から受け継がれてきている理解には、どうも無理がある。そこで、もう一度、『山槐記』応保元（一一六一）年十一月十八日条の原文に立ち戻ってみよう。

二条天皇のこの日の意図は「職事皆直参御前可奏申」、すなわち今後藏人天皇に「近習」するという本来の職務どおり全員が御前に参上して「直に」上奏に関わるようにせよ、ということである。逆に言えば、「近全不然」すなわち、最近は藏人は全員が御前に参上していたわけではない。今後は藏人全員に対して「直に」とわざわざ述べているので、今までは、全員が「直に」天皇に上奏をしていたわけではない。雅頼、行隆の二人に限定されていたのであろう。そしてそのような状態を二条天皇は良しとは考えていなかった。そこで「今被復旧儀」、すなわち今以後は本来のあり方に戻り、藏人全員が「直に」御

前で上奏せよ、という意志を示したのである。

二条天皇は、限られた蔵人だけが上奏するという現状に不満があったために、このように蔵人全員が御前に参上し、上奏に関わる体制に戻したいのである。つまり、現在、雅頼・行隆の二人が「日来参御前」という状態について不満をもって来た。先に人事の面から見たように応保元年後半期は、前半期までの後白河の意向を受け容れていく方針をやめ、二条天皇独自の方向を打ち出す時期である。今までのように雅頼・行隆という限られた蔵人が上奏を行ってきた体制をやめたということは、従来の理解とは逆に雅頼・行隆こそが後白河上皇側と目された人物であったということになる。二条天皇は、忠親、長方、重方など、政務に練達し人望のある蔵人頭・蔵人を側近に置くことで、以後、新たな自己の意志を発露していく体制を取ろうとしたのである。

以上のように、龍氏の解釈以降半世紀にわたって受け継がれてきた史料の理解は誤りであり、むしろ「院・内」の色分けも正反対に理解すべきことが指摘できたと思う。ただし、このとき二条天皇から常に上奏するように命ぜられた三人の人物は、院司にもなっており「院・内」という二者択一的な色分けをすることは正確ではない。政治的能力が無い（そのため後白河の意向に追従してきたであろう）蔵人頭雅頼^②、長く院の取次院司を務めた（院の意向を天皇に伝える伝達役でもあった）行隆を排除し、政務に練達した蔵人頭・蔵人を上奏に加え、本来の天皇中心の政治体制に戻したいというのが、二条天皇の本意だったのではないかと思う。

(一)

話を元に戻そう。平信範を右少弁に、平時忠を五位蔵人という後白河の意図を二条天皇が拒否したという『源平盛衰記』の記述を史実として明確に裏付ける史料はない。しかし、平信範は家格的にも能力的にも右少弁に推挙されてもおかしくない人物である。また、平時忠は第一表に示したように藤原行隆と同時期に院の取り次ぎ院司を務めていた人物であり、後白河が行隆に続いて天皇の側近に送り込み、自分の制御の下に二条天皇を置こうとするのにふさわしい人物である。また、行隆を蔵人として押し込まれたときには拒否しなかった（できなかった）二条天皇も、今回は拒絶し、政務に練達した長方を右少弁に、重方を五位蔵人に任じた可能性は十分に考えられる。明確な証拠はないが、そのような要望を後白河が行い、二条がそれを拒否した蓋然性は高い。『源平盛衰記』の当該部分の記述は、たとえそれが創作であったとしても、応保元年半ば頃、二条天皇が後白河上皇の意向と距離を置き始めていたというデリケートな情勢の変化を踏まえたものであった。

おわりに

以上、検討してきたように、二条天皇と後白河院上皇の関係にとって応保元年は重要な年であった。『愚管抄』に「平治元年ヨリ応保二年まで」は天皇と院の間は「同ジ御心ニテイミジクアリケル」状態であり、その後、「主上ニ一條院世ノ事ヲバ一向ニ行ハセマイラセ」る時期がやってくると記していたが、実際にはその画期は慈円の言う応保二年より一年早い応保元年であった。さらに、『愚管抄』はこの両者

の間で平清盛が「ヨクヨクツツシミテイミジクハカラヒテ、アナタコナタシケル」と記している。この「アナタコナタ」の実態についても「アナタコナタ」して右往左往しているのではなく、二人の君主に仕えて盤石の体制を築いた事での行動を意味している⁽¹⁾という的確な指摘があるが、その実態については稿をあらためて論じることとした。

註

- (1) 平時忠は後白河院判官代（永暦二年二月廿六日「後白河院庁下文」〔平安遺文三二三八号〕）であり、後掲第一表に掲げるように院への取り次ぎを行っている。また、平信範については、『山槐記』応保元（一一六一）年八月十二日条に、
- 今夜有小除目、是大原野行幸之間成功之人前成功之人也、仍先被任之後依超越功可造畢之故云々、頭弁書所望輩於折紙昨日進院、而不被仰彼人、召感入少納言信範可加任人、書加下給云々、此事如何、とある。超越功を所望する人々の折紙を院に進めたのは頭弁源雅頼であったが、院がその処理の為に召したのは平信範であり、ここに信範の院からの信頼を見ることができる。また、信範は除目の「申沙汰」役として院から指名（『山槐記』応保元年八月十七日条）されている。のち後白河院庁四位別当（嘉応元（一一七一）年十一月廿三日「後白河院庁下文」〔平安遺文三二五二号〕）として名前が見える。
- (2) 藤原重方も平時忠同様に白河院判官代（永暦二年二月廿六日「後白河院庁下文」〔平安遺文三二三八号〕）であり、「今度御使下向之間事、長方不奉存、重方直書院宣」〔玉葉〕承安三年七月十七日条とあるように院宣を奉じており、その肩書のみを見れば、重方も院側の人間と見られなくも

ないが、後述するようにそのような視角は正しくない。

- (3) 藤原重方同様に、長方の父頼長は院の公卿別当（永暦二（一一六一）年二月二十六日「後白河院庁下文」〔平安遺文三二三八号〕）であった。また、彼自身のちに後白河院庁四位別当（承安四（一一七四）年十一月十三日「後白河院庁下文」〔平安遺文三六六号〕）となっている。内・院の二者択一的色分けは適当ではない。
- (4) 龍爾「院・内の相剋激甚に赴く」〔平安時代〕「後白河院の治世についての論争」一三、一九六〇
- (5) 中村文「藤原長方」〔後白河院時代歌人伝の研究〕Ⅱ二条天皇とその周辺第八章、二〇〇五
- (6) 永暦二（一一六一）年二月六日「後白河院庁下文」〔平安遺文三二三八号〕
- (7) 「長方猶公人也、不諛時勢吐直言、感而有餘、誠是諫諍之臣也、可謂直可謂直不」〔玉葉〕治承四年十二月三日条
- (8) 陣定の定文をその場で執筆できた人物として「ちかごろ当座にあげたる人は、俊憲の宰相、長方中納言、実守の中納言」があげられている（『統古事談』巻第二一四）。また、福原をめぐる所謂西京のさだめにおいて「長方卿ひとり少しも所をおかず、この京をそしりてことばをおしまずさんざんにいひけり」と述べたと記し、長方の実直さを伝えている。（『統古事談』巻第二一四）
- (9) 菊池紳一「後白河院々司の構成と動向」〔学習院史学〕一五、一九八〇
- (10) 頭弁源雅頼は、「雅頼虚言申不及」・「君令知食虚言之人歟」〔山槐記〕応保元年十一月十九日条とあり、頗る評判が悪い。
- (11) 五味文彦「天皇親政と清盛」〔人物叢書「平清盛」一九九九）

*本稿は、二〇〇八年度名古屋学院大学研究奨励金による成果である。記して謝意を表したい。